

## 第2節

# 日本の国際協力 （開発協力と地球規模の課題への取組）

## 総論

## 〈開発協力大綱とODAの戦略的活用〉

日本が1954年に政府開発援助（ODA）を開始してから60年以上が経過した。ODAを含む日本の開発協力政策は、長きにわたり国際社会の平和と安定及び繁栄ひいては日本自身の国益の確保に大きく貢献してきた。

一方、開発協力をめぐる国際情勢は大きな転換期にある。世界が直面する課題は多様化・複雑化し、さらにグローバル化の進展ともあいまって、これら課題は国境を越えて広範化している。さらに、昨今のODA以外の公的・民間資金（企業、地方自治体、NGOなど）や新興国による支援の役割の増大を踏まえ、先進国のみならず開発途上国を含む各国の知恵や行動、政府以外の多様な力を結集することが重要である。この新たな時代に、日本が平和国家としての歩みを堅持しつつ、開発協力を国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の一環と位置付け、ODAを戦略的に活用して開発課題や人権問題に対処していくことは、日本の国益の確保にとって不可欠となっている。2015年2月に閣議決定された開発協力大綱は、こうした認識に基づき策定されたものである。

日本にとって開発協力は外交政策の最も重要な手段の1つであり、中東やアフリカにおける難民等の対策や災害など緊急時の人道支援から、開発途上国のインフラ整備・人材育成といった経済社会開発まで、国際社会の平和と安定のために積極的に貢献していく上で不可欠なものである。また、開発途上国の発展を通じて日本経済の活性化を図り、共に成長していくことも重要な国益である。「日本再興戦略」や「インフラシステム輸出

戦略」（ともに2015年6月改訂）でも言及されているとおり、日本企業の海外展開を一層推進していくため、ODAを戦略的に活用していく必要がある。

日本は開発協力の実施のみならず理念においても国際社会に貢献している。例えば、個人の保護と能力強化により、一人一人が幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する「人間の安全保障」の考え方は、日本が伝統的に推進してきた指導理念であり、その理念は、9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にも反映されている。

日本のこうした取組は国際社会からも高い評価と信頼を得ており、日本が世界の責任ある主要国として国際社会を力強く主導し、日本の国益にかなった国際環境や国際秩序を確保していくためにも、今後とも継続・発展させていくことが必要である。

## 〈地球規模の課題への取組〉

グローバル化により、経済・社会が地球規模で劇的に発展する一方、多様な脅威が国境を越えて人間の安全保障を脅かしている。紛争・テロ、災害、気候変動などの地球環境問題、感染症を含む国際保健課題、人身取引・難民問題・労働問題、経済危機といった課題は、一国のみで対処できる問題ではなく、人間の安全保障を念頭に、国際社会が協力しなければならない。2015年は、こうした地球規模の諸課題にとって新しい枠組みが策定された「節目の年」であった。

2015年はミレニアム開発目標（MDGs）の達成期限であり、9月には2016年以降の国際開発目標（「持続可能な開発のための2030アジェンダ」）が採択された。持続可能な開発の実現に

とって不可欠である防災分野では、3月に仙台市で開催した第3回国連防災世界会議で「仙台防災枠組2015－2030」が採択され、12月には国連総会で11月5日を「世界津波の日」と定める決議がコンセンサスにより採択されるなど、日本は防災の主流化を促進した（P171 特集参照）。保健分野では、日本が推進してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）<sup>1</sup>が開発目標の1つに盛り込まれた。日本は、9月に「平和と健康のための基本方針」を決定し、12月には国際的に著名な医学専門誌であるランセット誌への安倍総理大臣寄稿とともに、UHCに関する国際会議を開催し、UHCの国際的な推進や感染症対策に係る国際的な対応能力強化に向けた議論に貢献した。

気候変動分野については、12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、全ての国が参加する公平かつ実効的枠組みである「パリ協定」が採択された。日本は、安倍総理大臣が2020年における官民合わせて年間約1兆3,000億円の開発途上国支援と、イノベーションの強化から成る「美しい星への行動2.0（ACE2.0）」を発表するなどして、合意妥結を後押しした。

2015年が「節目の年」であるならば、2016年は地球規模課題にとって「実施の年」である。日本は、引き続きグローバル・パートナーシップの下で、各国、国際機関、市民社会などと協力しながら、防災、保健、女性、教育などの得意分野を始めとして、人間の安全保障を推進し、地球規模課題の解決に積極的に取り組んでいく。特に2016年は、G7伊勢志摩サミットや第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）等の機会も活用して、引き続き国際社会の取組をリードしていく。

地球温暖化による北極の環境変化を受け、北極には北極海航路の利活用や資源開発といった可能性とともに、脆弱な自然環境<sup>ぜいじやく</sup>に与える影響などの課題が存在し、国際的な議論が高まりつつある。日本は、これらの課題への対処における主要なプレイヤーとして国際社会に貢献していくこと

を目指し、10月、「我が国の北極政策」を策定した。これを契機として、北極評議会（AC）の活動に対して一層の貢献を行うほか、AC以外の二国間や多国間の場においても日本の考え方や取組を発信し、北極に関する国際的なルール作りに積極的に関与していく。

### 〈科学技術外交〉

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安全保障面でも重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素である。日本の優れた科学技術に対する国際社会の関心と期待は高い。日本は、科学技術協力を通じて、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係増進、国際社会の平和と安定、地球規模課題の解決に貢献しており、2015年には外務大臣科学技術顧問を任命するなど「科学技術外交」を効果的に推進するための体制構築にも力を入れている。

## 各論

### 1 開発協力(ODA等)

#### (1) 開発協力大綱の策定とODAの現状

##### ア 開発協力大綱の策定

2015年2月、日本は12年ぶりにODA大綱を改定し、新たに「開発協力大綱」を閣議決定した。新大綱においては、日本の開発協力の60年余りの歴史の中で培われた哲学を踏まえ、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進及び③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力の3点を基本方針として定め、これらを更に発展させていくこととしている。また、上記基本方針にのっとり、以下を重点課題としている。

##### (ア) 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

貧困撲滅のためには、開発途上国の自立的発展、民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠である。加えて、単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰一

<sup>1</sup> 地球上の全ての人が基礎的保健医療サービスを受けること



ネパールにおける国際緊急援助隊・救助チームの活動の様子（写真提供：JICA）



西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱の流行に対する物資供与（自衛隊機によって輸送された个人防护具の引渡し）（写真提供：防衛省）

人取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。そのため、日本はインフラなどの産業基盤整備、先端技術の導入、人材育成等、必要な支援を行ってきている。

#### （イ）普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人一人の権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。日本はそうした発展の前提となる基盤の強化の観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し安全な社会の実現のためのガバナンス支援を行ってきてい



難民キャンプ内のヘルスセンターの待合室で日本政府が配布した母子手帳を手に情報交換を行う母親たち（写真提供：今村健志朗/JICA）



シリア難民支援（ヨルダンでの生活必需品の配布）（写真提供：UNHCR）

る。

平和と安定、安全の確保は、国づくり及び開発の前提条件であり、この観点から、貧困を含め紛争や不安定といった様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争後の緊急人道支援に始まり復旧復興・開発支援に至るまでの切れ目のない平和構築支援を行ってきている。

#### （ウ）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、国際社会が一致して取り組む必要がある。日本は、9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に、人間の安全保障を始めとする日本の開発協力理念を反映させるなど、地球規模課題に率先して取り組んでおり、気候変動対策、感染症対策、UHCの推進、防災の主流化等、国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会を構築することを目指している。



日本の高度経済成長の原動力の1つとして、多くの生産現場にプラスの変化を生み出してきた「カイゼン」に取り組む生産現場（写真提供：今村健志朗/JICA）



円借款で建設されたインドのデリー・メトロ。1日の乗客数は250万人を超え、インドの経済成長や交通渋滞の緩和に貢献

## 1 開発協力重点方針

日本を取り巻く情勢の変化に対応し、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を推進していく上で、外交政策上、最も重要な手段の1つである開発協力を戦略的かつ効果的に推進していくため、外務省は以下の4点を2015年度の重点方針と位置付けた。

### (ア) 普遍的価値の共有、国際社会の平和と安定に向けた協力

民主主義、法の支配、人権といった普遍的価値を共有する国の取組を支え、日本との関係を強化するため、法制度整備やガバナンス強化、ジェンダー平等などの支援を行う。また、平和構築、テロ・組織犯罪対策、海上保安能力強化等の支援を通じ、国際社会の平和と安定に積極的に貢献する。



「顔の見える援助」として農家の収入向上のために活動する青年海外協力隊員（写真提供：佐藤浩治/JICA）



日本人専門家の協力の下、カンボジア工科大学がカンボジア清涼飲料メーカーと共同研究を実施（写真提供：高橋智史/JICA）

### (イ) 開発途上国と日本の経済成長のための戦略的な開発協力の充実

開発途上国における「質の高い成長」の実現を支援すると同時に、日本の経済成長や地域活性化に貢献するため、地方自治体や中小企業等の海外展開の支援やインフラシステム輸出、ビジネス環境整備、医療技術・サービスの国際展開等の支援を実施する。

### (ウ) 人間の安全保障の推進

第3回国連防災世界会議、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の策定等も踏まえ、人間の安全保障の理念に基づき、防災・災害復興、保健、環境・気候変動対策、貧困削減、教育等の分野において、国際機関等とも連携して支援を実施する。

### (エ) 戦略的なパートナーシップの構築

特別な脆弱性を有する小島嶼開発途上国等のいわゆる「ODA卒業国」や、日本企業にとり重

## 特集 開発協力大綱と広報の取組

2015年2月、ODA大綱が改定され、開発協力大綱が閣議決定されました。新たな大綱には、「国民及び国際社会の理解促進」の項目が盛り込まれています。日本の厳しい財政状況の中、ODAに対する国民の理解と支持を得る努力がますます重要になっています。

### 国内での取組

2015年も、ホームページや各種メディアを通じ、ODAの積極的な情報発信と説明に努めてきました。特に10月に開催された日本最大の国際協力イベント「グローバルフェスタ JAPAN2015」は、国際協力について国民に対して説明を行う最も重要な機会の1つであり、2015年は「Share the Happiness! お台場から広げよう！幸せいっぱい国際協力の輪」をテーマに、国際協力に関わる274のNGO、国際機関、在京大使館、企業等による展示、ステージイベント、ワークショップ、スタンプラリーなど、参加型の企画が行われました。外務省も特別企画として、写真展「みんなで世界をHAPPYに！

しあわせづくりの現場から」を開催しました。世界各地で国際協力の活動に取り組む日本人や日本の団体（NGO・企業・公的機関等）を写した116点の作品が展示され、来場者に写真を通して国際協力に触れていただく機会となりました。外務省のブースにおいては、クイズやおみくじを通して国際協力への理解を深められるよう、様々な企画や展示を行いました。

また、開発協力に対する国民の理解を深めてもらうため、テレビ番組「林修の『世界をひらく僕らの一歩』」をテレビ東京系6局ネットで放映し、世界の開発課題の現状や、個人でもできる協力の在り方、日本の協力の理念等について分かりやすく紹介しました。

### 海外での取組

国内のみならず、海外での取組も推進しています。「顔の見える」協力のため、現地の報道において日本の開発協力が取り上げられるよう、大使館員が同行し、現地メディアによる現地視察を行うプレスツアーを15か国で実施しました。例えばタコの輸出で有名なモーリタニアにおけるプレスツアーの後には、日本の協力が、モーリタニア経済にとって重要な漁業セクターに関連するものであることを伝える報道がありました。また、現地語等で日本の協力に関するパンフレットなどを作成し、二国間の協力の歴史や理念、個別案件等について分かりやすくまとめ、相手国政府関係者、プレス等様々な方々に配布しています。

日本の最も重要な外交手段の1つであるODAを最大限生かすため、今後も対外発信の更なる拡充に取り組んでいきます。



テレビ番組「林修の『世界をひらく僕らの一歩』」において開発協力を解説する林先生



モーリタニアでのプレスツアーでスピーチをする吉田潤駐モーリタニア大使

要な投資先である新興国等との関係強化を図るほか、地域機関等と連携した広域支援を実施する。また、NGOとの連携やボランティア事業等を通じて国民参加機会の拡大を図る。

## (2) 日本の開発協力実績と主な地域への取組

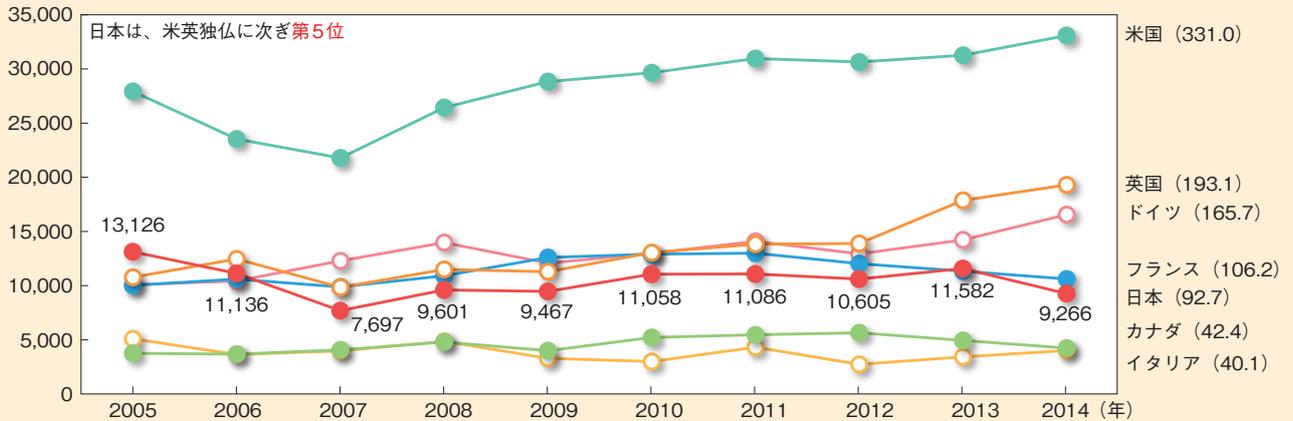
### ア 日本のODA実績

日本がこれまで供与したODAは総額約4,638

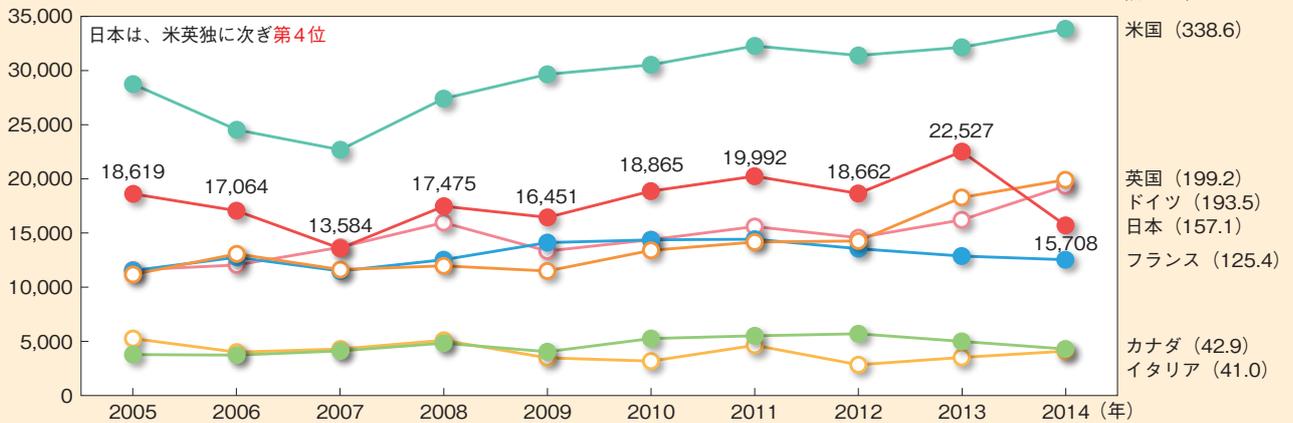
億6,000万米ドルに上る。日本のODAの主な形態としては、二国間の資金贈与である無償資金協力、開発途上地域の開発のための貸付けである有償資金協力、技術協力、国際機関への拠出・出資等があるが、このうち一番大きな割合を占めるのが有償資金協力である。日本はこれまで約2,048億3,400万米ドルの有償資金協力を実施しているが、これら貸付けは通常、金利と共に返却されて

### 主要援助国のODA実績

支出純額ベース  
(100万ドル)



支出総額ベース  
(100万ドル)



※ ( ) 内の数字は2014年実績

出典：OECD開発援助委員会 (DAC)

きている。2014年については日本のODA実績は、支出総額ベースで対前年比30.3%減の約157億1,000万米ドルであった。これは経済協力開発機構・開発援助委員会 (OECD/DAC) 加盟国28か国中では、米国、英国及びドイツに次いで第4位である。また、国際比較において通常用いられている支出純額ベースでは対前年比20.0%減の約92億7,000万米ドルとなり、米国、英国、ドイツ及びフランスに次ぐ第5位である。なお、支出純額ベースでの対国民総所得 (GNI) 比は0.19%となり、DAC加盟国中第18位となっている。

#### 1 主な地域への取組

##### (ア) アジア

東アジア地域の平和、安定及び繁栄は、同地域

と密接な関係にある日本にとって重要である。日本はこれまで開発協力を通じて、同地域の経済成長や人間の安全保障を促進することで貧困削減を含む様々な開発課題の解決を後押しし、同地域の発展に貢献してきた。

2014年の二国間ODA総額に占める同地域の割合は約58.3%に上り、その大部分がASEAN諸国向けの支援である。日本は、域内連結性強化や産業基盤整備のためのインフラ整備及び産業人材育成支援が同地域の持続的成長に不可欠との考えの下、2015年5月にアジア開発銀行 (ADB) と連携し、今後5年間で約1,100億米ドルの質の高いインフラ投資をアジア地域に提供する「質の高いインフラパートナーシップ」を発表し、11月にはそのフォローアップ策を発表した。また、同年11月の日・ASEAN首脳会議 (於：クアラ

ルンプール（マレーシア）において、今後3年間で4万人の産業人材の育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表した。今後とも、ハード・ソフトの両面からアジアの持続的成長を後押しする。さらに、ASEAN諸国は日本と普遍的価値を共有し、多くの日系企業が進出するなど、経済的な結び付きも強く、政治・経済の両面で日本にとって極めて重要な地域である。ASEAN諸国がより統合され、安定し、繁栄することは、日本及び地域の安定と発展のために重要であるとの認識の下、域内の連結性強化や格差是正を柱として、インフラ整備のほか、法の支配の強化、海上の安全、防災、保健・医療、平和構築等の様々な分野でODAによる支援を着実に実施している。

メコン地域については、7月の日・メコン首脳会議において「新東京戦略2015」を採択し、今後3年間で7,500億円のODAによる支援を実施する方針を表明した。こうした支援により、日本はこの地域における包摂性、持続可能性、強靱性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現を目指していく。

南アジア地域は、経済が発展する一方、依然としてインフラの未整備や貧困などの課題を抱えている。日本は、日本企業の投資環境整備や人間の安全保障も念頭に、ODAを通じ、こうした課題克服に向けた様々な支援を行っている。

特に、世界最大の民主主義国家で成長の著しいインドに対しては、12月に行われた首脳会談で、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道への日本の



ベトナムのニャットタン橋（日越友好橋） ハノイの国際空港からハノイ市街地への所要時間大幅短縮に貢献（写真提供：JICA）

新幹線システムの導入を確認するなど、日本のODAがインドの経済社会開発や日・インド間の経済協力関係の一層の推進に寄与することが期待されている。一方で、バランスのとれた成長が南アジア地域の安定に繋がることから貧困緩和や格差解消に向けて保健、医療、教育、農業開発等基礎生活分野への支援も行っている。

また、4月にネパールで発生した大地震に際して、日本は国際緊急援助隊の派遣を始めとする緊急人道支援を実施したほか、6月に首都カトマンズで開催されたネパール復興に関する国際会議において、同国の「より良い復興」に向けて、学校・住宅・公共施設の再建等の分野で総額320億円超規模の支援を行うことを表明した（2-1-4（5）参照）。

### （イ）中央アジア・コーカサス

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東及び欧州に囲まれている地政学的な重要地域であり、その安定と発展は、日本を含むユーラシア地域全体の安定と発展にとっても重要である。この観点から、日本はアフガニスタンやパキスタンなど近接地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、この地域の長期的な安定と持続的発展のため、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった普遍的価値が根付くよう国づくりを支援している。

10月には安倍総理大臣が中央アジア5か国を訪問し、二国間関係の抜本的強化、地域共通の課題への関与及びグローバルな舞台での協力を三本柱として関係を強化していくことを表明した。開発協力の分野においては、道路、空港、医療等の経済・社会インフラの整備のほか、高等専門学校を始めとする日本型工学教育を活用した高度産業人材の育成支援、若手行政官の日本留学事業や日本センターに対する支援継続等の協力を表明した。また、「中央アジア+日本」対話の主要課題である国境管理、麻薬対策、農業等について、協力を続けていくことを確認した（2-5-2参照）。

### （ウ）中東

地政学的要衝にあり、エネルギー安全保障上も重要である中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、世界の安定にとっても重要である。こう

した観点から、日本は同地域の平和と安定に向け積極的に支援してきた。情勢が悪化しているシリアでは、650万人の国内避難民や430万人を超える難民が発生している深刻な人道状況を受け、日本は9月に行われた国連総会で、シリア・イラクの難民・国内避難民及びその周辺国向けの約8億1,000万米ドルの支援を表明した。支援の実施に当たっては、人間の安全保障の理念にのっとり、教育、水、保健・衛生分野を始めとして女性や子供などの脆弱な立場に置かれやすい人々にも配慮している。

イラクに関しては、2003年のイラク支援国会合で公約した総額50億米ドルの復興資金協力を2012年5月までに達成した。また、2014年度までにイラク人研修生約6,500人を受け入れた。日本は、引き続き、同国の自立発展を実現するための支援を続けていく。

さらに、日本を始めとする国際社会は、アフガニスタンを再びテロの温床としないよう、同国の自立と地域の安定に向けた国づくりを支援している。2001年から2015年12月までの日本の支援実績は、治安維持能力の向上、反政府武装勢力の社会への再統合及び持続可能な開発のための支援の3分野を中心に総額約59億米ドルに達している。

### (エ) アフリカ

サブサハラ・アフリカは、2000年代から豊富な天然資源と増加する人口を背景に目覚ましい成長を遂げ、国際社会の期待と注目を集め、将来の世界の成長センターとして存在感を増している。こうした流れの中、「躍動のアフリカと手を携えて」をテーマに、2013年6月にTICAD Vを開催し、日本は民間の貿易投資を促進するとともに、「人間の安全保障」を推進するとの基本方針の下、今後5年間でODA約1兆4,000億円の支援を通じアフリカの成長を後押ししていくことを表明した。現在、日本は同支援の着実な実施に努めている。

一方、サブサハラ・アフリカは、依然貧困や経済格差、インフラ整備の遅れや低い農業生産性、産業人材の不足や一次产品中心の経済構造といった問題を抱え、エボラ出血熱の未曾有の大流行からの復興や暴力的過激主義の台頭などにより新た

な課題も顕在化している。これらを始めとした諸問題を解決すべく、1月のAU首脳会合において、アフリカの今後50年の開発・貧困削減の大綱となる「アジェンダ2063」が採択されるなど、新たな取組も開始されている。日本は、9月にニューヨーク（米国）で第3回日・アフリカ地域経済共同体（RECs）議長国首脳会合を開催し、安倍総理大臣からこれら取組を踏まえた支援を行っていくことを表明した。

アフリカ側の希望に応え、2014年国連総会の機会に安倍総理大臣は次回TICADをアフリカで開催することを発表し、2016年8月にはTICAD VIをケニアで開催することが正式に決定された。次回TICAD VIは、日本ならではの貢献を広くアフリカの人々に伝える良い機会であり、日本は人材育成や質の高いインフラ投資などの日本の強みを生かした取組により、一人一人に着目した「人間の安全保障」の観点から、アフリカの「質の高い」成長を力強く後押ししていく考えであることをしっかりと発信していく。

### (3) 適正かつ効果的なODA実施のための取組

ODAの実施に当たっては、国民への情報公開を積極的に進めるとともに、案件の計画、実施、案件終了後の評価、その後のフォローアップの各段階で透明性を確保し、効率的で効果的な援助とすることが極めて重要である。

#### ア 適正なODA実施のための取組

開発協力適正会議を設置し、無償資金協力、有償資金協力や技術協力の新規案件形成のための調査実施に先立ち、外部有識者と外務省・国際協力機構（JICA）の担当部署との間で調査内容などについて意見交換を行い、ODA事業のより一層の効果的な実施と透明性の向上を図っている。

ODA事業に関連して不正行為が行われることは、援助の適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、ODA事業に対する国民の信頼を損なうものであり、絶対に許されない。残念ながら2014年にはODAをめぐる不正・腐敗事案が発生したため、外務省とJICAは、不正情報窓口の

強化や、不正に関与した企業に対する措置の強化を決めた。

### 1 効果的なODA実施のための取組

被援助国の課題やニーズを踏まえ、効果的で効率的な援助を行うため、国別援助方針を策定している。原則として全ての援助対象国について策定することとしており、2015年12月現在、110か国の方針を策定している。

また、被援助国との協議などを通じて特定の開発課題の解決に向けた目標を設定した上で、その目標達成に必要な具体的なODA案件を導き出していくプログラム・アプローチに取り組んでいる。

これらに加えて、PDCAサイクル<sup>2</sup>強化の観点から、プロジェクト型無償資金協力において、新たに整理された標準的指標を踏まえ、より体系的な数値目標設定を可能にしたことが、2014年6月の行政改革推進会議において事業改善のグッドプラクティスの1つとして評価された。

「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）」においては、援助量に加え、開発協力の効果の向上の取組が、先進国や開発途上国のみならず市民社会や民間セクターなど様々な開発主体の包摂的な参加の下で進められている。日本は、2015年9月からGPEDCの運営委員に就任し、自らの経験を基に開発協力の効果向上のための国際的な取組強化に貢献している。

### 2 ODA情報公開の推進と質の向上に向けた取組

ODAの実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であり、このため効果的な情報の発信とODAの質の向上を通じて国民の理解促進に努めている。具体的には、東京で開催した日本最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN2015」（10月）や大阪で開催した「ワン・ワールド・フェスティバル」（2月）等の国民参加型イベントのみならず、テレビ広報番組（「林修の『世界をひらく僕らの一步』」）を放映し、開発途上国の現場取材に基づき、日本が世界各地で行っている国

際協力活動の具体例や日本にとっての開発協力の意義等を分かりやすく紹介するなど、幅広い層の人々に届くことを目指す広報を実施した。また、引き続きODAホームページを通じた開発協力に関する情報発信にも取り組んでいる。さらに、開発協力大綱において海外広報にも積極的に取り組むとしたことを踏まえ、現地の報道機関による日本の開発協力の現場視察を企画し、現地の報道においても日本の協力が取り上げられる機会を作るよう努めるとともに、英語や現地語による広報資料の作成も行っている。

ODAの質を高めるためには、ODAを評価し、評価結果から得られた提言や教訓を次の政策立案や事業実施に生かしていく必要がある。外務省は、外部有識者による評価を実施しており、その評価結果を関係者間で共有し、活用している。また、事業の透明性を高める観点から、JICA事業について、JICAホームページ上の「ODA見える化サイト」で、案件の現状や成果などを公表している。同サイトには、2015年12月末時点で、合計3,379件の案件が掲載されている。

## 2 地球規模の課題への取組

### (1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標である。

MDGsは、具体的な数値目標とその達成期限を定めた開発分野の羅針盤として、8つの目標と、その下により具体的な21のターゲットを掲げ、15年の間に、極度の貧困の撲滅（目標1）や感染症対策（目標6）等で一定の成果を上げた。一方で、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標やサハラ以南のアフリカなど、一部地域での目標達成の遅れといった課題が残された。また、この15年の間に、深刻さを増す環境汚染や気候変

2 案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル

## SDGs17ゴール



(写真提供：国連広報センター)

動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じたほか、民間企業やNGOなどの開発に関わる主体の多様化など、開発をめぐる国際的な環境が大きく変化している。

2030アジェンダは、こうした状況に取り組むべく、相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標」(SDGs)を掲げている(上図参照)。最大の特徴は、MDGsが開発途上国のための目標であったのに対し、SDGsは格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的(ユニバーサル)な目標になっていることである。また、その達成のために、旧来の南北の二分法を超えて、先進国も途上国も含む各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々なアクター(主体)が連携し、ODAや民間の資金も含む様々なリソースを活用していく「グローバル・パートナーシップ」を築いていくことが盛り込まれている。

日本は、国際社会の議論が本格化する前から、2030アジェンダの議論や交渉に一貫して積極的に貢献してきた。「人間中心」、「誰一人取り残さない」などの基本理念や、「グローバル・パート

ナーシップ」の重要性は、日本が一貫して主張してきたものである。個別分野でも、保健、ジェンダー、教育、防災、質の高い成長、環境など、日本が重視してきた取組が盛り込まれている。2030年に向けて、日本は、環境、経済、社会の三側面を統合し、バランスするアジェンダを国内外で着実に実施し、貧困のない、持続可能な世界の実現に貢献していく。

#### ア 人間の安全保障

人間の安全保障とは、人間一人一人を保護するとともに、自ら課題を解決できるよう能力強化を図り、個人が持つ豊かな可能性を実現できる社会づくりを進める考え方である。日本は、人間の安全保障を外交の柱の1つと位置付け、国連などにおける議論や、日本のイニシアティブにより国連に設置された人間の安全保障基金の活用、草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。2030アジェンダも、「人間中心」や「誰一人取り残さない」といった理念に基づくものとなっており、人間の安全保障の考え方を中核に据えている。

## 1 防災分野の取組

世界で毎年2億人が被災（犠牲者の9割が開発途上国の市民）し、自然災害による経済的損失が年平均1,000億米ドルを超えることから、防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。多数の災害の経験を有する日本は、防災分野で積極的な国際協力を実施している。

3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議<sup>1</sup>では、国際的な防災の取組指針である「仙台防災枠組2015-2030」が採択され、事前の防災投資、「より良い復興（Build Back Better）」、多様な主体の参画によるガバナンス、人間中心のアプローチ、女性のリーダーシップの重要性など、日本が重視する点が盛り込まれた。また、日本の貢献として、安倍総理大臣から、「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、今後4年間で計40億米ドルの協力の実施及び計4万人の人材育成を行うことを表明した。

また、本会議のフォローアップとして、第70回国連総会において、11月5日を「世界津波の日」として制定する決議を提案し、日本を始め142か国の共同提案国を得て、コンセンサスで採択された。

これまでの災害で得た経験と教訓を世界と共有し、各国の政策に防災を取り入れる防災の主流化を引き続き推進する考えである。



両陛下御臨席の下の第3回国連防災世界会議開会式（3月15日、仙台）

## 2 教育分野の取組

教育分野では、9月の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択のタイミングに合わせて、教育協力分野の新たな戦略となる「平和と成長のための学びの戦略」を発表した。新戦略では、基本原則として、「包摂的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力」、「産業・科学技術人材育成と持続可能な社会開発のための教育協力」及び「国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大」を挙げており、学び合いを通じた質の高い教育の実現を目指している。また、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）などの教育支援関連会合にも積極的に参加している。

## 3 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や国際機関とも連携しながら、開発途上国の農業・農村開発を支援している。特に2015年は、2014年に続きG20開発作業部会で、フランスと共に食料安全保障分野の共同ファシリテーターを務めた。

## 4 水と衛生分野の取組

日本は、1990年代から継続して水と衛生分野でのトップドナーであり、日本の経験、知見、技術を生かした質の高い支援を実施している。国際社会での議論にも積極的に参加しており、11月にはニューヨーク（米国）の国連本部で開催された「国連水と災害に関する特別会合」及び国連「水と衛生に関する諮問委員会」最終会合に皇太子殿下が御臨席になり、国連「水と災害に関する特別会合」開会式では基調講演をされた。

### (2) 国際保健

人々の生命を脅かし、あらゆる社会・文化・経済的活動を阻害する保健課題の克服は、人間の安全保障に直結する国際社会共通の課題である。日本は人間の安全保障を提唱し、それを「積極的平和主義」の基礎とするとともに各種の取組を推進

<sup>1</sup> グローバルな防災戦略について議論する国連主催の会議であり、第1回（1994年、横浜）、第2回（2005年、神戸）、第3回（2015年、仙台）ともに日本がホストした。

## 特集 持続可能な開発のための2030アジェンダ～持続可能な開発目標はなぜ17個あるのか～

持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた、17個の持続可能な開発目標（SDGs）。前身のミレニアム開発目標（MDGs）は8個でした。なぜ、その2倍を超える数の目標が定められることになったのでしょうか。

理由の1つは、国連の専門家主導で定められたMDGsと異なり、SDGsが、全ての国連加盟国によって検討されたからです。2030アジェンダの正式な交渉の前から、足かけ2年半に及んだその過程で、多くの国や国際機関が様々な課題を取り上げた結果、持続可能な消費と生産、気候変動対策、平和と正義等、MDGsにはなかった新たな要素が数多く取り入れられました。

その根底にあるのは、「開発」をめぐる国際社会全体の考え方の変化です。持続可能な開発を実現するには、開発途上国の貧困の解消といった伝統的な開発課題にとどまらず、これらの様々な要素に統合的に取り組む必要があります。また、そのためには、先進国国内での取組も不可欠です。各国の首脳がSDGsに国連の場で明確に合意したことは、こうした理念の変化を象徴する歴史的な出来事だったと言えるでしょう。

これからも、「開発」を取り巻く国際社会の考え方は変化を続けるでしょう。少し気が早いですが、SDGsの後継となる目標がどうなるのかを想像してみるのも、2030年の世界を考える上で興味深いかもかもしれません。17個よりも更に数が増えているのか、それとも…。外交青書の読者の皆様に、15年後に是非確かめていただきたいと思います。



持続可能な開発のための2030アジェンダ実質合意の瞬間

してきており、保健をその中心的な要素と考えている。日本は、世界で最も優れた健康長寿社会を達成しており、保健分野における日本の積極的な貢献に一層期待が高まっている。日本は、保健分野への支援を通じて、人々の健康の向上、健康の権利が保障された国際社会の構築を目指している。

このような理念の下、日本はこれまで多くの国や、世界保健機関（WHO）、世界銀行、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）、Gaviワクチンアライアンス、国連人口基金（UNFPA）、国連児童基金（UNICEF）と

いった様々な援助機関と協力しながら、感染症や母子保健、栄養改善などの保健課題の克服に大きな成果を上げてきた。しかし、依然として年間約313.8万人が三大感染症<sup>2</sup>により死亡しているほか、630万人の5歳以下の乳幼児<sup>3</sup>及び約30万人の妊産婦<sup>4</sup>の多くが予防・治療可能な原因で死亡しており、更なる取組の強化が急務である。また、経済発展に伴い、開発途上国においても、新たな保健課題として、非感染性疾患への対応が求められている。

2月の「開発協力大綱」の策定を受け、日本政府は、9月、保健分野の課題別政策として「平和

2 WHO Fact Sheet (<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs360/en/>) 2014年の死亡数、WHO Fact Sheet (<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs104/en/>) 2014年の死亡数、WHO Fact Sheet (<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs094/en/>) 2015年の死亡数（推定）

3 WHO Fact Sheet No. 178 (<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs178/en/>) 2013年の死亡数

4 Trends in maternal mortality : 1990 to 2015

Estimates by WHO, UNICEF, UNFPA, World Bank Group and the United Nations Population Division P22-23 (<http://www.who.int/reproductivehealth/publications/monitoring/maternal-mortality-2015/en/>)

## コラム 日本の技術が命を救う～IPPF(国際家族計画連盟)と関西ペイントの感染症対策での連携～ IPPF本部(ロンドン) ● 谷口 百合

IPPF（International Planned Parenthood Federation：国際家族計画連盟）は、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）分野で世界最大の国際NGOです。153か国・地域の加盟協会により構成され、世界の170か国で家族計画を含む保健サービス、情報の提供や、啓発活動、政策提言活動等を行っています。創始者の一人が日本人女性（加藤シヅエ）であったり、1969年から日本の政府開発援助（ODA）を頂くなど、日本と深い関わりを持っています。



関西ペイントが開発した防蚊塗料

2015年、開発途上国で大きなネットワークを持つIPPFと優れた技術を持つ日本の塗料メーカー、関西ペイント株式会社（以下、「関西ペイント」という。）との間で感染症対策分野のユニークな連携が始まりました。

ペンキ関連商品の売上高世界第8位の関西ペイントは、人の暮らしに役立つ様々な塗料を研究・開発しています。こうした塗料の中の一つが、マラリアやデング熱等の人命を脅かす感染症を媒介する蚊を忌避すると言われる防蚊塗料です。このペンキは、塗った部分に接触した蚊の吸血行動を防ぐ他に例を見ない製品だそうです。マレーシア、インドネシアでは既に販売が開始されており、現地の人々から大きな支持を受けているとのことでした。

この画期的な塗料をマラリア蔓延地域にも普及させることを目指す関西ペイントは、開発途上国の最貧層や社会的弱者の人達に保健医療サービスを提供する資金を自力で調達する方法を模索していた私たちIPPFと出会いました。

そしてIPPFと関西ペイントは、開発途上国を中心にIPPFのサービス拠点とネットワークを駆使し、防蚊塗料の認可プロセス支援や販売促進に繋がる広報活動を共同で始めました。

目指すのは、IPPFのクリニックやユースセンターに集う無職の若者に塗装技術を教え、その技術を生かした所得創出の機会を与えたり、販売促進活動に対して関西ペイントが支払う活動資金を妊産婦や乳幼児の命を救うための活動に充てるソーシャル・エンタープライズ・パートナーシップです。

これまでに、モザンビークとマレーシアのIPPFクリニックで防蚊塗料のテスト塗装が行われたほか、ザンビアでも防蚊塗料の販売支援と塗装教育のための提携が開始される予定です。この民間企業とNGOによるユニークな連携の下、日本の技術で感染症等から社会的弱者の命を救う活動を世界に拡大していきます。



IPPFマレーシア（FRHAM）の塗装後のクリニック



IPPFモザンビーク（AMODEFA）によるクリニックのテスト塗装

と健康のための基本方針」を定めた。この方針は、日本の知見、技術、医療機器、サービス等を活用し、①エボラ出血熱など公衆衛生危機・災害などにも強靱な体制の構築及び②全ての人への生涯を通じた基礎的保健サービスの提供（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成）を目指すものである。また、この基本方針は、2030アジェンダ履行にも貢献するものである。さらに、日本政府は、9月、「国際的な脅威となる感染症対策に関する基本方針」を定め、国際的に脅威となる感染症対策の強化について、今後5

年程度を目途として、基本的な方向性、重点的に強化すべき事項等を示した。安倍総理大臣は12月に、国際医学誌ランセット誌に投稿し、国際保健分野の課題を挙げつつ、日本が議長国を務めるG7伊勢志摩サミットやTICADVI等を通じて、国際保健に貢献していく決意を示した。さらに外務省及び関係省庁は、12月にUHCの推進を議論する国際会議をJICA、日本国際交流センターと共に共催した。

### (3) 環境問題・気候変動

#### ア 地球環境問題・持続可能な開発

日本は、多数国間環境条約、各種フォーラムなどを通じ、資源の枯渇や自然環境の破壊に対処し、持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。国連持続可能な開発会議（リオ＋20）を受けて2014年に開催された第1回国連環境総会（UNEA）で採択された閣僚級成果文書や、環境分野の様々な課題に関する決議を踏まえつつ、環境分野における国際協力の一層の進展が図られた。

#### (ア) 生物多様性の保全

近年、ゾウやサイを始めとする野生の動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の1つとなっているとして注目されている。このような生物多様性への脅威に国際的に対処するため、3月、野生動植物違法取引に関する国際会議がボツワナで開催され、違法取引の撲滅に関する国際協力の必要性を含む政治宣言を採択した。また、7月、国連総会において野生動植物違法取引対策に関する決議が採択され、日本も共同提案国として参加した。

6月、ラムサール条約第12回締約国会議がウルグアイで開催され、ラムサール条約戦略計画2016-2024が採択された。また、日本から新たに4つの湿地（ひぬま 涸沼、よしが だいら 芳ヶ平湿地群、東よか干潟及び肥前鹿島干潟）が条約湿地登録簿に掲載さ



新規登録がなされた湿地を持つ日本の各自治体に、ラムサール条約事務局より登録証が授与された（6月3日、ウルグアイ・プンタ・デル・エステ）

れ、1つの条約湿地（けらま 慶良間諸島海域）の登録面積が拡大された。

#### (イ) 森林保全・砂漠化対処

森林の減少・劣化は、持続可能な開発、気候変動の緩和と適応、生物多様性の保全を始めとする地球規模の課題と密接に関連している。5月の第11回国連森林フォーラム（UNFF11）、11月の国際熱帯木材機関（ITTO）第51回理事会等において、持続可能な森林経営に向けた世界規模の取組に関する議論が行われた。

10月、砂漠化対処条約第12回締約国会議がトルコで開催され、「土地の劣化の中立性」の定義が決定されるなどの活発な議論が行われた。

#### (ウ) 有害化学物質・有害廃棄物の国際管理

水銀に関する水俣条約（2013年10月採択）については、発効に向けた議論が関係国間で継続されているほか（2015年末時点で20か国締結）、日本国内では第189回通常国会においてその締結が承認された。

また、5月、バーゼル条約<sup>5</sup>、ロッテルダム条約<sup>6</sup>及びストックホルム条約<sup>7</sup>の締約国会議がジュネーブ（スイス）で開催され、3条約の協力及び連携の促進等について議論された。9月、第4回国際化学物質管理会議（ICCM4）が開催され、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）」の下での取組の推進等について議論された。11月、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第27回締約国会合がドバイ（アラブ首長国連邦）で開催され、オゾン層を破壊しないが温室効果の高いハイドロフルオロカーボン（HFC）の扱いについて、今後も検討を続けていくこととなった。

#### (エ) 海洋環境の保護

廃棄物の海洋投棄等を規制するロンドン議定書の第10回締約国会議では、戦略計画、遵守事項等につき議論された。

また、日本海及び黄海の環境保全のため、日本・中国・韓国・ロシアが協力する北西太平洋地

5 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約

6 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前かつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約

7 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

## 特集 「防災の主流化」と「世界津波の日」

日本は、これまで幾多の災害を経験して培ってきた防災の知識や技術を有しています。防災体制の整備や事前の防災投資、災害復興の際に、より強靱な社会をつくる「より良い復興」（ビルド・バック・ベター）の実践や支援など様々な取組を実施し、国際社会をリードしてきました。

2015年3月には、東日本大震災の被災地である仙台において、「第3回国連防災世界会議」が開催され、その成果として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「COP21におけるパリ協定」等に防災の視点がしっかりと盛り込まれるなど、「防災の主流化<sup>1</sup>」に向け、日本が大きく貢献しました。

「第3回国連防災世界会議」や「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のフォローアップとして、12月、国連総会で、日本を始め142か国が共に提案し、11月5日を「世界津波の日<sup>2</sup>」として制定する決議が全会一致で採択されました。

津波による被害は世界中で起きていますが、毎年何度も起こる災害ではありません。しかし、スマトラ沖地震（2004年12月）や東日本大震災（2011年3月）における津波のように、ひとたび起きれば、その被害は甚大であり、被災範囲も広いのが特徴です。また、津波や津波からの避難方法を知らないために亡くなった犠牲者が多いのも事実です。

11月5日を指定することは、津波から多くの命を救った有名な逸話「稲むらの火」に由来します。これは、安政元年（1854年）11月5日に起きた安政南海大地震の際、伝統的知識から津波を察知した一人の村人（濱口梧陵）が、自らの稲束（稲むら）に火をつけ多くの村人を高台に避難させ、命を救ったという話です。この村人は、その後、堤防の建設にも取り組み、その後の津波災害から村人の命を守りました。

この話には、第3回国連防災世界会議でもその重要性が確認された、①早期警報、②伝統的知識の活用及び③より良い復興（ビルド・バック・ベター）の要素が含まれています。

この決議により、国連を始め世界中で津波の脅威についての関心が高まり、その対策が進むことが期待されます。また、日本は、毎年11月5日の「世界津波の日」に向けて、世界各地での津波の啓発活動や津波対策の強化を通じ、イニシアティブを発揮していく考えです。



稲束（稲むら）に火をつける濱口梧陵

- 1) 各国政府が「防災」を政策の優先課題と位置付け、開発政策や計画に取り入れること。結果として、「防災」への投資が増えることで、より強靱な社会がつけられることが期待できる。
- 2) 日本では、「津波対策の推進に関する法律（2011年6月）」により、11月5日が「津波防災の日」と定められている。

域海行動計画（NOWPAP）について、4月にソウル（韓国）で政府間特別会合、10月に北京（中国）で第20回政府間会合が開催された。

G7エルマウ・サミット（於：ドイツ）で海洋ごみ問題に対処するための行動計画が定められたことを受け、海洋ごみ問題に関する専門家ワークショップがドイツで開催され、今後のフォローアップ実施等につき議論された。

## 1 気候変動

### (ア) 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）における2020年以降の新たな国際枠組みへの合意

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するためには、世界全体での取組が不可欠

である。1997年のCOP3において採択された京都議定書では、先進国に対し温室効果ガス排出削減義務が課された。しかし、この枠組みには米国が参加せず、新興国や開発途上国が削減義務を負っていない。そこで、2010年のCOP16では先進国の削減目標及び開発途上国の削減行動を位置付ける「カンクン合意」が採択された。2011年のCOP17では、将来の国際枠組みに関するプロセスとして「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、2015年までに全ての国が参加する新たな法的枠組みに合意し、2020年から発効させるとの道筋に合意した。この合意に基づき、2015年12月、パリにおいて開催されたCOP21において、当初の日程を延長しての厳しい交渉の結

## 特集 COP21 ～パリ協定採択の背景と日本の貢献～

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）は、気候変動交渉史上初めて先進国と開発途上国の枠を超えた「パリ協定」が合意された歴史的会合でした。京都議定書は先進国だけに温室効果ガス削減義務を課していましたが、それに代わるパリ協定は、全ての国に温室効果ガス削減目標を提出し、その実施を報告しレビューを受ける義務を課すなど、地球全体で実効的な排出削減を進めるために開発途上国に対しても積極的な気候変動対策を求めています。

この歴史的合意達成の背景には、議長国フランスの優れた手腕があったと言われていいます。まず、COP21冒頭に各国首脳を招待して首脳会合を開催し、協定採択に向けた政治的モメンタムを高めました。そして協定交渉においては、通常行われるドラフティング（文言交渉）ではなく、議長国が各国の意見を注意深く聞きながら、各国からの提案をできる限り議長テキストに反映させる方式をとりました。今回の野心的なパリ協定採択に際して議長国の果たした役割は非常に重要です。同時に、地球温暖化を食い止めるためにCOP21で合意を達成すべきという政治的意思が国際社会全体で共有されていたこと、COP21に向けて米中間、仏中間の合意など、妥協を模索する動きや合意達成のための下準備があったことも重要な要因であったと考えられます。

パリ協定の採択には、日本も大きく貢献しています。日本はCOP21までの交渉において、2020年までの温室効果ガス削減行動と気候変動対策支援に関する交渉会合のファシリテーターを務めるとともに、能力構築分野等で交渉の調整役を担っていました。COP21では、2020年に官民合わせて1,000億米ドルの気候資金の動員という目標の達成のために、安倍総理大臣から2020年に現状の1.3倍となる約1兆3,000億円の開発途上国支援を行うことを表明し、合意形成に大きく貢献しました。また、パリ協定においては、全ての国が気候変動対策の取組状況を報告しレビューを受けること、協定の発効要件に国数及び排出量を用いること、市場メカニズムの活用やイノベーションの重要性の位置付け等が盛り込まれていますが、これらは日本が交渉において提案し主張したものです。

今後は、この協定を着実に実現していくための詳細ルール作りが課題です。歴史的なパリ協定を真に実効的なものにするためにも、日本は今後とも国内の対策を着実に進めるとともに、他国と協力しながら、ルール作りに積極的に参画していきます。



COP21における「パリ協定」採択の瞬間（写真提供：UNFCCC）

果、「パリ協定（the Paris Agreement）」が採択された。本協定は、史上初めて、全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとなった。

この歴史的な合意が達成されたCOP21における交渉に、日本は積極的に参画した。まず、11月30日にオランダ・フランス大統領の主催により開催された首脳会合には、安倍総理大臣が出席し、2020年における官民合わせて約1兆3,000億円の気候変動分野の途上国支援実施及び経済成長との両立の鍵であるイノベーション強化の二本柱からなる貢献策「美しい星への行動2.0（ACE2.0）」を発表し、全ての国が参加する新たな枠組みを構築すべきことを主張した。特に、気候変動対策途上国支援の表明は、2020年までに年間1,000億米ドルの気候変動対策資金を開発途上国のニーズに対応するために動員するというCOP16で決定された目標達成への道筋を付け、



COP21の首脳会合で演説を行う安倍総理大臣（11月30日、フランス・パリ） 写真提供：内閣広報室

合意妥結への大きな後押しとなった。

また、その後2週間にわたって行われた「パリ協定」に係る交渉においては、日本から、丸川珠代環境大臣、木原誠二外務副大臣らが直接交渉に参加して積極的に日本の主張の合意への反映に努

めた。その結果、「パリ協定」には、主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、この実施状況を共通かつ柔軟な方法で報告し、レビューを受けること、二国間クレジット制度（JCM）を含む市場メカニズムの活用が位置付けられたことなど、日本の提案が数多く取り入れられた。

#### （イ）緑の気候基金（GCF）に関する取組

GCFは、開発途上国による気候変動対策を支援するため、国連気候変動枠組条約に基づく資金供与の制度の運営を委託された多国間基金であり、COP16で設立が決定され、2011年のCOP17で委託機関として指定された。日本では、2015年5月の「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律」（平成27年法律第24号）の成立を踏まえて、GCFに15億米ドルを拠出するための取決めを取り交わしたことにより、GCFは開発途上国に対する支援を開始できるようになった。日本は、島嶼国など気候変動の影響に脆弱な国におけるGCFの活用を促進するため、同年5月には、太平洋島嶼国の首脳を招いて第7回太平洋・島サミット「気候変動・開発フォーラム」を開催するなどした。また、GCF理事国として基金の運営に積極的に参画した結果、11月の理事会では、島嶼国案件2件を含む8件の支援案件が初めて承認されるなど、日本の取組は着実に成果を上げている。

#### （ウ）二国間クレジット制度（JCM）

JCMは、開発途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラなどの普及や対策実施を通じ、温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する仕組みである。2014年12月時点で12か国であったJCMパートナー国は16か国に増加した。

2015年11月に開催されたCOP21に合わせ、日本は、JCMに署名した16か国が一堂に会する「第3回JCMパートナー国会合」をパリで開催し、JCMの進捗を歓迎し、引き続き協力してJCMを実施していくことなどが表明された。また、同期間中、丸川環境大臣とパヘ・フィリピン環境天然資源相との間で、両国間のJCMの構築に向けて

覚書への署名を行った。

#### （エ）地域間の取組

先進国と開発途上国の気候変動交渉官を集めて、2015年1月に「第13回『気候変動に対する更なる行動』に関する非公式会合」を、2016年2月に同第14回会合を、それぞれ東京で開催した。特に後者は、新たな国際枠組みである「パリ協定」採択後初めて交渉担当者が集う会合となり、同協定の実効的な実施に向けて活発な意見交換が行われた。また、COP21の際には、東アジア首脳会議（EAS）参加国の政策担当者らを招いて「第4回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」を実施するなど、日本は、地域の気候変動交渉においても、リーダーシップを発揮すべく取り組んでいる。

#### （4）北極・南極

##### ア 北極

#### （ア）北極における状況の変化と日本の考え方

地球温暖化による北極における環境変化（海氷、永久凍土、氷床・氷河の融解等）は、北極海航路の利活用、資源開発といった新たな可能性と同時に、地球温暖化の加速化、北極の脆弱な自然環境に与える影響、潜在的な安全保障環境の変化等の様々な課題をもたらしており、国際社会の関心が高まっている。

こうした北極をめぐる可能性と課題に対しては、広範な国際協力の下、北極における環境変化の実態と地球環境全体への影響を科学的に解明し、変化を正確に予測して、対応策を導き出すとともに、北極圏の適切な経済的利用の在り方について国際的な共通理解を打ち立てる必要がある。その前提として、北極における領有権問題や海洋境界画定問題での対応に見られる「法の支配」に基づく対応が確保されることが不可欠である。

10月、日本は北極政策について初めて包括的にまとめた「我が国の北極政策」を策定した。日本はこの北極政策に基づき、特に強みである科学技術を生かして、北極をめぐる課題への対応における主要なプレイヤーとして国際社会へ貢献していく。

**(イ)「我が国の北極政策」策定**

「我が国の北極政策」は、外交、安全保障、環境、資源開発、科学技術などの多岐にわたる分野で、産学官を挙げて分野横断的な取組を進めることで、日本が北極をめぐる課題への対応における主要なプレイヤーとして国際的な取組に積極的に参画し、貢献することを目的としている。

また、同政策は北極に関する具体的な取組として、「研究開発」、「国際協力」及び「持続的な利用」の3つの柱を掲げている。特に「国際協力」の分野では、①北極に関する地球規模の課題への対応や国際的ルール作りへの積極的な参画、②北極評議会（AC）（北極圏国を中心とした多国間の政治的協議枠組み）の活動に対する一層の貢献及び③北極圏国等との二国間、多国間での協力の拡大を進めることとしている。

**(ウ) 北極に関する国際的取組への積極的な参画**

日本は2013年5月にACのオブザーバー資格を取得した。これを契機に、高級北極実務者(SAO)会合や各種作業部会、タスクフォースなどの関連会合に政府関係者や研究者を派遣し、議論に積極的に参加することを通じて、ACの活動に貢献してきている。今後、関連会合への参加機会を増やし、AC議長国及びメンバー国等との政策的な対話を通じて、ACの活動に対する一層の貢献を行う。さらに、ACへの一層の貢献を目指すべく、オブザーバーの役割拡大に関する議論に積極的に参加していく。

また、こうした日本の北極への取組を積極的に発信する観点から、北極に関する国際会議に積極的に参加し、北極圏国を含む関係諸国との間で北極に関する意見交換を行っている。

8月のケリー米国国務長官主催「北極におけるグローバル・リーダーシップ」会合（米国がAC議長国に就任（2015年4月から2年間）したことを受けて開催した北極における気候変動等に関する会合。閉会式にはオバマ米国大統領も出席）では、今後のACへの貢献強化及び米国との協力関係強化に向けた取組について紹介した。また、10月の第3回「北極サークル」<sup>1</sup>会合では、白石

和子北極担当大使から「我が国の北極政策」について説明し、関係国との協力を更に強化し、北極に係る課題に取り組む国際社会に一層貢献していくことを表明した。

**1 南極****(ア) 南極条約**

1959年に採択された南極条約は、基本原則として、①南極の平和利用、②科学的調査の自由と国際協力及び③領土主権・請求権の凍結を定めている。

**(イ) 南極条約協議国会議と南極の環境保護**

毎年開催される協議国会議（2015年はブルガリアで開催）では、南極の環境保護、南極観測、南極条約事務局の運営、南極観光などに関する議論を行っている。特に近年は、年間観光活動が南極の環境に与える影響や南極地域における適切な観光の管理について活発な議論が行われている。また、「環境保護に関する南極条約議定書」などに従い、南極の環境保護が推進されている。

**(ウ) 日本の南極観測**

日本の南極観測では、南極地域観測第Ⅷ期6か年計画（2010年-2015年）に基づき、現在、過去及び未来の地球システムに南極域が果たす役割と影響の解明に取り組み、特に「地球温暖化」の実態やメカニズムの解明を目指し、長期にわたり継続的に実施する観測に加え、大型大気レーダーを始めとした各種研究観測を実施している。

**3 科学技術外交**

5月、「科学技術外交のあり方に関する有識者懇談会」は岸田外務大臣に報告書を提出し、科学技術外交の戦略的方向性、具体策及びその効果的推進に向けた基盤強化と人材育成等に関する提言を行った。この提言のうち、外交政策の立案・実施における科学的知見の活用強化について、9月、岸田外務大臣は、岸輝雄東京大学名誉教授を外務省参与（外務大臣科学技術顧問）に任命した。外務大臣科学技術顧問は、外務大臣の活動を科学技

<sup>1</sup> グリムソン・アイスランド大統領等が北極版「ダボス会議」を目指し創立した北極に関わる国際会議



岸田外務大臣から外務省参与（外務大臣科学技術顧問）に任命され、辞令交付を受ける岸輝雄東京大学名誉教授（9月24日、東京・外務省）

術面でサポートし、内外の科学技術分野の関係者との連携強化を図りながら、各種外交政策の企画・立案における科学技術の活用について外務大臣及び関係部局に対し助言を行う役割を負っている。

12月には、上述の有識者懇談会委員のほか、生命科学・医学、環境及び情報通信技術などの分野の学識経験者や民間企業関係者17人を委員とする「科学技術外交推進会議」を立ち上げた。同会議は、有識者懇談会の提言に基づき、「科学技術外交アドバイザー・ネットワーク」を構築する取組の一部として立ち上げられ、外務大臣科学技術顧問を補佐し、科学技術を生かした首脳・外務大臣による外交の展開や国際会議の企画・立案を支援するものである。

日本は、科学技術外交を戦略的に推進する際の基本的考え方として、①科学技術・イノベーションを推進するための二国間・多国間の協力、②地球規模課題の解決に向けた科学技術の活用、③科学技術協力を通じた二国間関係の増進及び④科学技術立国としてのソフトパワーの発信の4点を掲げ、2015年には、以下の施策を実施した。

① 中国、ベトナム、オーストラリア、米国、ブラジル、オランダ、ノルウェー、ハンガリー、ロシア、イスラエル、南アフリカ及びEUの計12か国・機関との間で科学技術協力協定に基づく合同委員会（政府間対話）を開催し<sup>2</sup>、多様な分野における協力の現状、今後の方向

性などを協議した。特に米国とは、10月の第14回合同高級委員会の際、政府間対話とは別に、日米の産官学の著名な有識者が出席する第3回日米オープン・フォーラムを開催し、将来性の高い医療関連分野とデータ分野をテーマに、世界の人々に豊かな生活をもたらす科学技術の発展とそのための日米協力の在り方などについて議論した。

② 安全保障の観点からは、国際科学技術センター（ISTC）への参画を通じ旧ソ連諸国科学者の平和目的の研究を支援することにより大量破壊兵器の拡散防止に貢献しており、12月、「国際科学技術センターを継続する協定」に署名した。

③ 日本の優れた科学技術の対外発信は、文化に関する対外発信とともに、対日理解の促進や対日イメージの向上に資する。このため外務省は、青色発光ダイオード（LED）の開発で2014年にノーベル物理学賞を受賞した天野浩名古屋大学教授をロシア及びフランスへ派遣し、研究者間のネットワーク構築に加え、大学や国際機関（UNESCO）等で先端的な研究の対外発信を行うことを通じて日本の優れた科学技術の国際的なブランド・イメージの確立・強化を目指すパブリック・ディプロマシーを推進した。



天野名古屋大学教授のロシア・テクノプロムにおける講演会（6月4日、ロシア・ノヴォシビルスク）

2 日本は、32の科学技術協力協定を署名又は締結しており、47か国・機関に適用されている。